

## 監査委員公表第1号

### 工事監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき工事監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年7月29日

二宮町監査委員 大矢 孝道

二宮町監査委員 野地 洋正

#### 1. 監査の実施日

令和3年5月20日（木）

令和3年5月21日（金）

#### 2. 監査を行った監査委員

監査委員 大矢 孝道

監査委員 野地 洋正

#### 3. 監査対象とした工事

- ・ 東京大学果樹園跡地環境整備工事（その1）
- ・ 1級町道7号線舗装補修工事
- ・ 山西子どもの広場跡地道路新設工事
- ・ 公共下水道北新道汚水枝線工事（その23）

#### 4. 監査の方法

二宮町監査基準に準拠し、各課から提出された工事請負契約書、設計図書及び工事関係書類の審査を行うとともに、工事に至る経緯、工事全体の概要、執行状況等について説明を受けた。

また、監査にあたっては、計画、設計、契約、施工等、各工事が適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

#### 5. 監査結果

各工事の計画、設計、契約、施工、検査等の各段階における事務的観点から監査を行った結果、いずれも適正に執行されているものと認められた。

以下、各工事に係る意見を述べる。

東京大学果樹園跡地環境整備工事（その 1）は、完成した駐車場が、近隣住民の要望から常時開放できないことは理解できるが、費用対効果の観点から、広く町民に利用されるように、東京大学果樹園跡地のさらなる利活用を期待する。

1 級町道 7 号線舗装補修工事については、補修工事の必要性や地域住民の要望等、優先順位を客観的に判定し、町民に寄り添い、引き続き効果的な予算の活用に努められたい。

また、町広報を活用して町道の管理運営に対する町民への周知を図っていることを評価する。

山西子どもの広場跡地道路新設工事は、地域住民の要望を踏まえ、地域の通行の利便性につながる目に見える事業として評価する。

公共下水道北新道污水枝線工事（その 23）は、町内の下水道整備計画の一環として整備された。今後は、残された計画区域内の未施工地域の整備が順調に実施され、町民生活の利便性向上に寄与することを期待する。

以上